

各種相談委員(公的委員)の皆様 及び管轄責任者 様

日本国憲法には、第1条から8条まで天皇のこと、次に第9条に戦争放棄、そして第10条に国民は法で守られること、第11条から基本的人権と続きます。

これは人権こそが生きていく上で大切あるからです。

「平等権」は、性別や年齢、職業、生まれた場所などに関係なく、全ての人が等しい扱いを受ける権利です。

「自由権」は、自由に生きることが保障される権利です。自由にものを考え、出版や発表をしたり、好きな場所へ旅行ができるのもこの権利があるからです。

「社会権」は、人間らしい豊かな生活が保障される権利です。病気などで生活に困った人が支援を受けたり、無償で義務教育を受けたりできるのもこの権利によるものです。

「参政権」は、政治に参加する権利です。

日本国憲法では自由や権利の濫用を認めず、これらの権利を「公共の福祉」のために利用する責任があると定めています。他人の人権を侵害したり、社会の不利益になるようなことをした場合、法律によって処罰されます。

「行政相談委員」皆様は、総務省が設置する行政相談制度の一翼を担い、住民の皆様が行政に対して抱える悩みや困りごとを、適切な窓口へつなぎ、解決への一步を支援するために活動しております。日頃より住民サービスの推進と地域の福祉向上にご尽力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、ご存じのとおり、人が一生を送るなかで行政と関わらない場面はほとんどありません。出生・就学・就職・結婚・子育て・医療・介護、そして人生の節目節目において、行政サービスは多岐にわたり生活の基盤となっています。



たとえば、夫婦間のDVという深刻な人権問題が起きた場合でも、

1. 被害者（母子）の保護・隔離
 2. 子どもの転校と教育の継続
 3. 母親の就労支援（ハローワーク）
 4. 各種手当や医療支援、住宅確保、公共料金の減免
 5. 必要に応じた生活支援（生活保護）
- など、生活を立て直すための支援の多くが行政によって担われています。

このように異分野の知識を得ることで、出前教室や行政相談懇談会の内容が充実していくものと思えます。

つきましては、人権問題も行政相談と連携しており委員にとっても重要なスキルと考えられますので、ご利用いただければ幸いです。

● 開催についてのお願い ●

全委員ではなく、役員会・委員会・支部などのグループなど
少人数でも構いません。そして、管轄される職員さんもお待ちしています。
触れる機会こそ大切です。

★会場・スクリーン・プロジェクター・ポインターの準備と参加者数の資料の印刷
をお願いしています。

ご用意できない分があればご相談下さい。

★開催会場が島原市と南島原市以外の場合はご相談下さい。

★人権のテーマの例（ご希望に応じます。）

下記の人権項目の組み合わせでも可能です。

- ① 基本的人権と人権感覚と意識の向上
- ② 職場のハラスメント対応と社会人としての人権意識
- ③ 企業と人権
- ④ DVと人権
- ⑤ デートDV（中学生・高校生対象）と人権
- ⑥ 多様な性（LGBTQX+）と人権
- ⑦ 虐待（高齢者・障がい者）と人権
- ⑧ 同和問題と人権
- ⑨ ハンセン病と人権
- ⑩ ネット社会と人権
- ⑪ いじめ問題と人権
- ⑫ 各種のハラスメントと人権

★ 私たちの未来のために ～ 人権を考える～

★ 人権って何だろう ～ 私たちにできること ～

★ ○○○市における人権尊重のまっづくり